各金融機関の取組状況等がわかります

各金融機関の窓口やウェブサイト等で次の事項を確認いただけます。

- どのような支援体制が準備されているのか ⟶ **体制整備の概要**
- どれくらい貸付条件の変更等に応じているのか ⟶ **貸付条件の変更等の実績**

公的金融による条件変更に対する積極的な対応について

- 公的金融（日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等）は、元本返済猶予など既往債務の条件変更に、引き続き積極的に対応します。
- 信用保証協会では、平成21年12月15日から条件変更対応保証制度を開始します。本制度は、原則として(※)、公的金融を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。詳しくは、ご利用の金融機関か信用保証協会にご相談下さい。 ※ 一時的又は少額の利用等、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。
- 新規の事業資金については、既存の緊急保証制度、セーフティネット貸付等をご利用いただけます。

お問い合わせ先 相談窓口・情報受付窓口・お問い合わせ先

金融関係団体が設置する相談窓口

- 全国銀行協会　銀行とりひき相談所 ―― **050-3385-6091**（中小企業向け融資）／**03-5252-3772**（その他の相談・照会）
- 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 ―― **03-3517-5825**
- 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所 ―― **03-3567-2456**

金融庁の情報受付窓口

- 金融円滑化大臣目安箱 ―― **0570-052100／03-3501-2100**
- 金融円滑化ホットライン ―― **0570-067755／03-5251-7755**
- 金融サービス利用者相談室 ―― **0570-016811／03-5251-6811　FAX 03-3506-6699**
  ウェブサイト **http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html**
- お近くの財務局でも受け付けています。

注　提供頂いた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。なお、金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

信用保証制度等、公的金融に関する主なお問い合わせ先

- 中小企業庁金融課 ―― **03-3501-6280**
- また、お近くの経済産業局でも受け付けています。

北海道 011-709-1783	東北 022-221-4922	関東 048-600-0425、048-600-0334	中部 052-951-2748	近畿 06-6966-6024	中国 082-224-5661
四　国 087-811-8529	九州 092-482-5448	沖縄 098-866-1755			

- 最寄りの信用保証協会 ―― 参考 **http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html**

金融庁

中小企業の事業主の皆さんへ！

がんばっている皆さんを支援します！

中小企業金融円滑化法について

中小企業金融円滑化法の概要

- 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。
- また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行うよう努めます。

（本法に関するお問い合わせ）　金融庁 03－3506－6000（代表）

金融検査マニュアル・監督指針の見直しについて

金融検査マニュアル・監督指針の改定内容

- **貸出条件緩和債権（不良債権）の取扱いの見直し**

  条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長１年以内に計画等を策定することができる見込みがあれば、不良債権となりません。

- **金融機関のコンサルティング機能の重点的な検証**

  金融機関に対する検査・監督において 、中小企業への経営相談・経営指導等、コンサルティング機能を発揮しているかを重点的に検証します。

（金融検査マニュアル、監督指針に関するお問い合わせ）　金融庁 03－3506－6000（代表）

金融円滑化 Q&A

Q1 **「中小企業金融円滑化法」によって、金融機関からの借入れについて、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが、どのようにすればよいのですか。**

A **まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。**金融機関と今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うことになります。また、経営改善計画がなくても、１年以内に計画を策定できると見込まれれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。

Q2 **「貸付条件の変更等」とは、元本の返済猶予を意味するのですか。**

A **それだけではありません。**元本の猶予以外にも、例えば、返済期間の延長や、旧債の借換え、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）など、**債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれます。**ご利用の金融機関にご相談ください。

Q3 **金融機関に「貸付条件の変更等」を申し込みましたが、応じてもらえませんでした。もうあきらめるしかないのでしょうか。**

A **あきらめる必要はありません。他の取引金融機関や、信用保証協会等に相談してみましょう。**中小企業金融円滑化法は、各金融機関が、他の金融機関や信用保証協会、政府関係金融機関等との連携を図るよう求めています。

Q4 **「貸付条件の変更等」を受けたことを理由に、今後、新規融資を断られることはありませんか。**

A **そのようなことはありません。**個別の融資は各金融機関が借り手の信用力等を踏まえて判断しますが、金融庁も、**貸付条件の変更等の履歴があることのみを理由に新規融資を拒絶することがないよう、**金融機関に対する検査・監督で検証していきます。

Q5 **政府関係金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができますか。**

A **お申し込みできます。**政府関係金融機関や信用保証協会に対しては、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁が要請を行っています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。

困ったらどこに相談すればよいのですか？

① **まずは、ご利用の金融機関営業店にご相談ください。**

② **また、各金融機関本部には「貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口」が設置されますので、営業店の対応がご不満の場合等にご利用下さい。**

③ **さらに、各金融関係団体が設置する苦情相談窓口、金融庁の情報受付窓口（裏面参照）もご活用下さい。**